

令和4年度 第5回
宮崎地方最低賃金審議会

開催日時 令和5年3月14日(火)
15時00分～

開催場所 宮崎合同庁舎 2階 共用大会議室

宮崎労働局

会 次 第

- 1 令和4年度特定(産業別)最低賃金の改正について(報告)
- 2 令和5年度特定(産業別)最低賃金の改正に係る意向表明について
- 3 実地視察について
- 4 参考人聴取について
- 5 令和5年度審議日程(案)について
- 6 その他

1 令和4年度特定(産業別)最低賃金の改正について(報告)

2 令和5年度特定(産業別)最低賃金の改正に係る意向表明について

3 実地視察について

4 参考人聴取について

5 令和5年度審議日程(案)について

6 その他

令和4年度
第5回
宮崎地方最低賃金審議会資料

宮崎労働局

令和4年度
第5回
宮崎地方最低賃金審議会資料目次

1	宮崎地方最低賃金審議会委員名簿（第56期）	1
2	令和4年度宮崎地方最低賃金審議会開催状況	3
3	令和4年度特定（産業別）最低賃金の改正決定について（専門部会長報告）	5
4	宮崎県の年次別最低賃金額及び引上額・引上率一覧表	9
5	全国の令和4年度最低賃金決定状況（地域別・特定産業別）	11
6	2023年度特定（産業別）最低賃金改正について（申出意向表明）	19
7	特定産業別最低賃金の適用使用者数及び労働者数	21
8	特定最賃関係労使意見聴取実施状況	23
9	令和5年度宮崎地方最低賃金審議会開催（案）	29
10	令和5年度宮崎地方最低賃金審運営計画（案）	31
11	令和5年度答申公示日別最短効力発生予定表	33
12	宮崎県改定最低賃金の周知・広報関係資料	35

宮崎地方最低賃金審議会委員名簿(第56期)

(任期 令和3年5月1日～令和5年4月30日)

令和4年9月1日

区分	氏名	現職
公益代表委員	しかた ゆみ 四方 由美	宮崎公立大学人文学部 教授
	○ はしぐち たけかず 橋口 剛和	宮崎県社会保険労務士会 顧問
	◎ まつおか ゆうこ 松岡 優子	弁護士法人 西山松岡法律事務所 弁護士
	まるやま あこ 丸山 亜子	宮崎大学地域資源創成学部 教授
	みしま りつこ 三島 里都子	マリンバックス法律事務所 弁護士
労働者代表委員	いまむら あきひろ 今村 彰博	宮崎トヨタグループ労働組合 執行委員長
	かまだ まさひろ 鎌田 正洋	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 副事務局長
	じゅうくろぎ みちえ 重黒木 康恵	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 事務局長
	たなか しゅんじ 田中 俊治	UAゼンセン宮崎県支部 次長
	なかがわ いくえ 中川 育江	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長
使用者代表委員	かい まさふみ 甲斐 正文	宮崎県商工会議所連合会 専務理事
	かわの よういち 河野 洋一	宮崎県経営者協会 専務理事
	さこう しげひさ 酒匂 重久	宮崎県商工会連合会 専務理事
	のぐち かずひこ 野口 和彦	宮崎県中小企業団体中央会 専務理事
	新任 ひさとみ みかこ 久富 美加子	宮崎交通(株) 人事総務部 副部長

◎ 会長

(敬称略・五十音順)

○ 会長代理

令和4年度宮崎地方最低賃金審議会開催状況

月日 (令和4年度)	曜日	会議名	主な審議事項	出欠
7月7日	木	第1回審議会	地賃改正諮問について、今後の審議の進め方について、実地視察について、関係労使の意見聴取について	14/15
同日	同日	運営小委員会	令和4年度審議会の運営、6条5項の採用について、関係労使の意見聴取について	6/6
8月2日	火	第2回審議会	地賃改正決定に係る意見について、運営小委員会報告、地賃目安の伝達、特定最賃改正必要性有無の諮問、検討小委員会の設置について、関係労使の意見聴取について	15/15
同日	同日	第1回地賃専門部会	部会長等選出、最低賃金と生活保護費との比較結果について、地賃改定に関する労使の基本的考え方について、今後の審議の進め方（地賃参考人聴取）について、金額提示、最低賃金に関する基礎調査結果	9/9
8月8日	月	第2回地賃専門部会	地賃参考人意見聴取、金額提示、金額審議	8/9
8月10日	水	第3回地賃専門部会	金額提示、金額審議、採決	9/9
同日	同日	第3回審議会	専門部会報告、採決、答申、地賃専門部会の廃止について	15/15
8月17日	水	第1回検討小委員会	産業別最低賃金の改正の必要性の有無について、今後の審議の進め方（特賃参考人聴取）について、	8/9
8月19日	金	第2回検討小委員会	産業別最低賃金の改正の必要性の有無について	9/9
8月26日	金	第4回審議会	異議申出に対する審議・答申、検討小委員会報告、必要性答申、産業別最低賃金の金額改正諮問	14/15
10月6日	木	第1回 特賃自動車（新車）小売専門部会	基本的見解の表明、金額提示、金額審議	9/9
10月13日	木	第2回 特賃自動車（新車）小売専門部会	金額審議、結審（全会一致）、専門部会報告書作成、答申	9/9
3月14日	火	第5回審議会	令和4年度特定（産業別）最低賃金の改定決定報告について 2023年度特定（産業別）最低賃金の改正に係る申出の意向表明について 意見聴取について 実地視察について	

令和4年10月13日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 松岡 優子 殿

宮崎地方最低賃金審議会
宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会
部会長 四方 由美



宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月26日宮崎地方最低賃金審議会において付託された宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりであり、審議経過の概要は別紙3のとおりである。

宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

宮崎県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 洗車又は納車取りの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 890円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

宮崎地方最低賃金審議会

宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会委員名簿

区分	氏名	現職
公益代表委員	四方 由美	宮崎公立大学人文学部 教授
	橋口 剛和	宮崎県社会保険労務士会 顧問
	三島 里都子	マリンボックス法律事務所 弁護士
労働者代表委員	今村 彰博	宮崎トヨタグループ労働組合 執行委員長 自動車総連宮崎地方協議会議長
	佐藤 勇二	日産サテオ宮崎労働組合 執行委員長 自動車総連宮崎地方協議会副議長
	土居 和也	宮崎トヨタグループ労働組合 執行委員長代行
使用者代表委員	河野 洋一	宮崎県経営者協会 専務理事
	百野 正剛	宮崎トヨペット株式会社 代表取締役社長
	平澤 淳之助	株式会社日産サテオ宮崎 代表取締役社長

各側五十音順
(敬称略)

宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会審議経過概要

回数	開催年月日 開催場所	調査審議事項
第1回	令和4年10月6日（木） 宮崎合同庁舎4階 基準部大会議室	1 部会長に四方委員、部会長代理に三島委員を選出。 2 労使基本的見解 3 金額審議 公・労・使 全体協議 金額提示 現行時間額 858 円を 労側：42 円引上げの 900 円 使側：1 円引上げて 859 円
第2回	令和4年10月13日（木） 宮崎合同庁舎4階 基準部大会議室	1 金額審議 公・労、公・使 個別協議 2 結審 現行時間額 858 円を 32 円引上げ 890 円 引上げ率 3.7% 発効日 法定どおり 全会一致をもって結審 最低賃金審議会令第6条第5項適用

年次別最低賃金額及び引上額・引上率一覧表

宮崎労働局 賃金室

業種 年度	地域別			肉製品・乳製品製造業			電気機械器具製造業			各種商品小売業			自動車(新車)小売業		
	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率
	円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円	%
14	605	1	0.17	632	0	0.00	659	1	0.15	645	1	0.16	673	1	0.15
15	605	0	0.00	633	1	0.16	660	1	0.15	646	1	0.16	674	1	0.15
16	606	1	0.17	634	1	0.16	661	1	0.15	647	1	0.15	675	1	0.15
17	608	2	0.33	636	2	0.32	664	3	0.45	649	2	0.31	678	3	0.44
18	611	3	0.49	639	3	0.47	668	4	0.60	652	3	0.46	681	3	0.44
19	619	8	1.31	647	8	1.25	677	9	1.35	660	8	1.23	689	8	1.17
20	627	8	1.29	654	7	1.08	684	7	1.03	667	7	1.06	696	7	1.02
21	629	2	0.32	656	2	0.31	687	3	0.44	669	2	0.30	699	3	0.43
22	642	13	2.07	657	1	0.15	691	4	0.58	674	5	0.75	708	9	1.29
23	646	4	0.62	660	3	0.46	695	4	0.58	678	4	0.59	712	4	0.56
24	653	7	1.08	663	3	0.45	699	4	0.58	681	3	0.44	720	8	1.12
25	664	11	1.68	670	7	1.06	707	8	1.14	687	6	0.88	731	11	1.53
26	677	13	1.96	678	8	1.19	716	9	1.27	695	8	1.16	742	11	1.50
27	693	16	2.36	678	0	0	728	12	1.68	705	10	1.44	752	10	1.35
28	714	21	3.03	678	0	0	740	12	1.65	705	0	0	767	15	1.99
29	737	23	3.22	678	0	0	755	15	2.03	705	0	0	784	17	2.22
30	762	25	3.39	678	0	0	775	20	2.65	705	0	0	804	20	2.55
R01	790	28	3.67	678	0	0	800	25	3.23	705	0	0	828	24	2.99
R02	793	3	0.38	678	0	0	803	3	0.38	705	0	0	832	4	0.48
R03	821	28	3.53	678	0	0	831	28	3.49	705	0	0	858	26	3.13
R04	853	32	3.90	678	0	0	831	0	0	705	0	0	890	32	3.73

※ 肉製品・乳製品製造業最低賃金は平成27年から改正なし→平成27年10月16日から地域別最低賃金を適用。
 各種商品小売業最低賃金は平成2年から改正なし→平成28年10月1日から地域別最低賃金を適用。
 電気機械器具製造業最低賃金は令和4は改正なし→令和4年10月6日から地域別最低賃金を適用。

報道関係者 各位

令和4年8月23日

【照会先】

労働基準局賃金課

課 長 岡 英範

主任中央賃金指導官 友住 弘一郎

副主任中央賃金指導官 杉山 彰浩

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5546)

(直通電話) 03 (3502) 6758

全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から31円引上げの961円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和4年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、8月2日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会にて調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月中旬までの間に順次発効される予定です。

【令和4年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・47都道府県で、30円～33円の引上げ（引上げ額が30円は11県、31円は20都道府県、32円は11県、33円は5県）
- ・改定額の全国加重平均額は961円（昨年度930円）
- ・全国加重平均額31円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・最高額（1,072円）に対する最低額（853円）の比率は、79.6%（昨年度は78.8%。なお、この比率は8年連続の改善）

(別紙) 令和4年度 地域別最低賃金額答申状況

(参考) 地域別最低賃金の改正手続の流れ

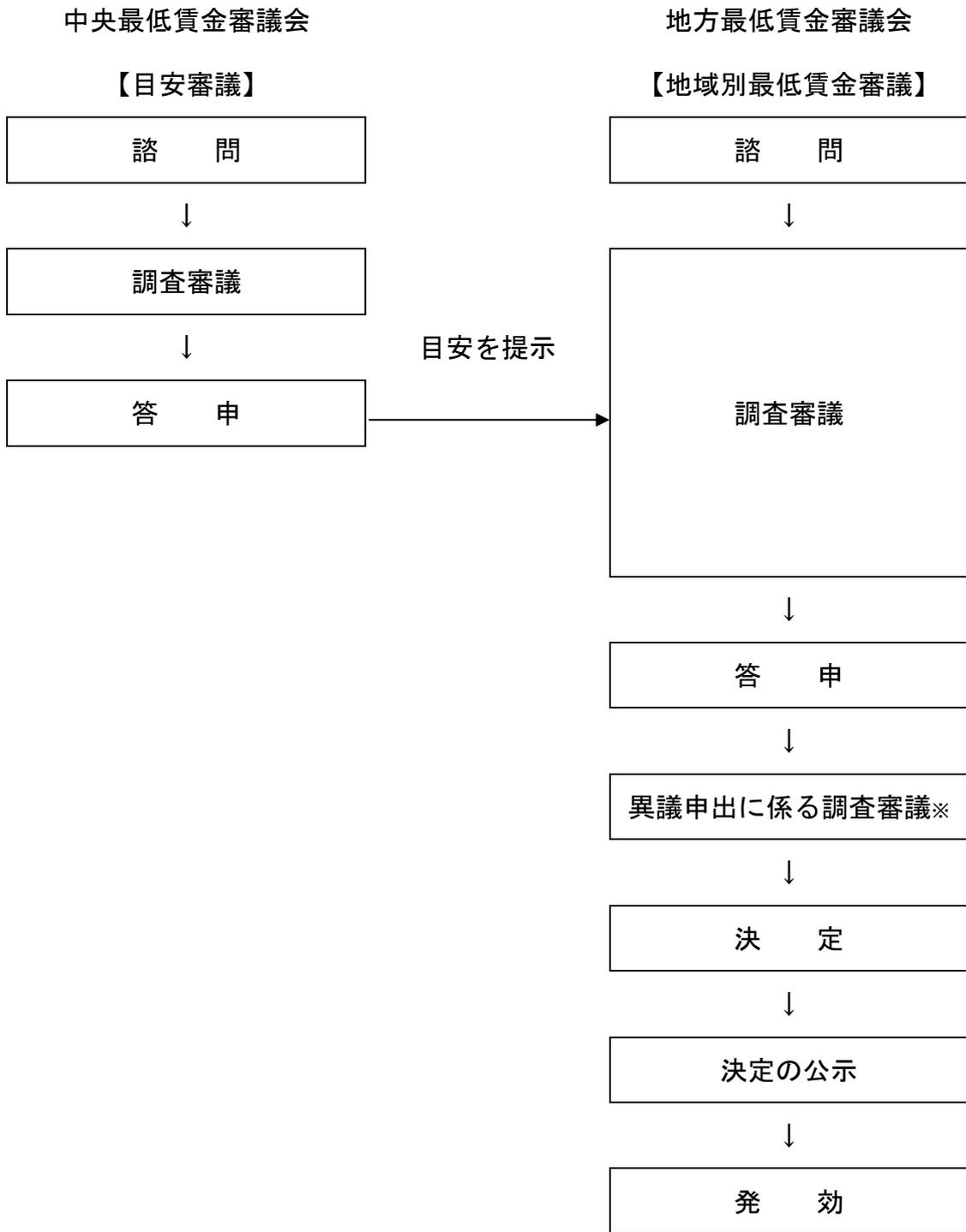
令和4年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※2)
北海道	C	30	920 (889)	31	+1	2022年 10月2日
青森	D	30	853 (822)	31	+1	2022年 10月5日
岩手	D	30	854 (821)	33	+3	2022年 10月20日
宮城	C	30	883 (853)	30		2022年 10月1日
秋田	D	30	853 (822)	31	+1	2022年 10月1日
山形	D	30	854 (822)	32	+2	2022年 10月6日
福島	D	30	858 (828)	30		2022年 10月6日
茨城	B	31	911 (879)	32	+1	2022年 10月1日
栃木	B	31	913 (882)	31		2022年 10月1日
群馬	C	30	895 (865)	30		2022年 10月8日
埼玉	A	31	987 (956)	31		2022年 10月1日
千葉	A	31	984 (953)	31		2022年 10月1日
東京	A	31	1072 (1041)	31		2022年 10月1日
神奈川	A	31	1071 (1040)	31		2022年 10月1日
新潟	C	30	890 (859)	31	+1	2022年 10月1日
富山	B	31	908 (877)	31		2022年 10月1日
石川	C	30	891 (861)	30		2022年 10月8日
福井	C	30	888 (858)	30		2022年 10月2日
山梨	B	31	898 (866)	32	+1	2022年 10月20日
長野	B	31	908 (877)	31		2022年 10月1日
岐阜	C	30	910 (880)	30		2022年 10月1日
静岡	B	31	944 (913)	31		2022年 10月5日
愛知	A	31	986 (955)	31		2022年 10月1日
三重	B	31	933 (902)	31		2022年 10月1日
滋賀	B	31	927 (896)	31		2022年 10月6日
京都	B	31	968 (937)	31		2022年 10月9日
大阪	A	31	1023 (992)	31		2022年 10月1日
兵庫	B	31	960 (928)	32	+1	2022年 10月1日
奈良	C	30	896 (866)	30		2022年 10月1日
和歌山	C	30	889 (859)	30		2022年 10月1日
鳥取	D	30	854 (821)	33	+3	2022年 10月6日
島根	D	30	857 (824)	33	+3	2022年 10月5日
岡山	C	30	892 (862)	30		2022年 10月1日
広島	B	31	930 (899)	31		2022年 10月1日
山口	C	30	888 (857)	31	+1	2022年 10月13日
徳島	C	30	855 (824)	31	+1	2022年 10月6日
香川	C	30	878 (848)	30		2022年 10月1日
愛媛	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月5日
高知	D	30	853 (820)	33	+3	2022年 10月9日
福岡	C	30	900 (870)	30		2022年 10月8日
佐賀	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月2日
長崎	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月8日
熊本	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月1日
大分	D	30	854 (822)	32	+2	2022年 10月5日
宮崎	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月6日
鹿児島	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月6日
沖縄	D	30	853 (820)	33	+3	2022年 10月6日
全国加重平均			961 (930)	31		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催

令和4年度 特賃

都道府県	R03地域別 最賃	R04地域別 最賃	業種	決定年月日	直近の 改定年月日	意向 表明 内容	意向 ケース	申出 内容	申出 ケース	必要性 有・無	改定前額	改定額(決定額)	改定額との差	地賃額比
											時間額	時間額	時間額	金額
福岡	870	900	鉄鋼	H2.3.31	R3.12.10	改正	協約	改正	協約	有	980	1010	+30	+110
福岡	870	900	電気機械	S63.12.31	R3.12.10	改正	協約	改正	協約	有	947	977	+30	+77
福岡	870	900	輸送機械	H2.11.5	R4.1.7	改正	協約	改正	協約	有	957	987	+30	+87
福岡	870	900	百貨店	H16.12.10	R4.1.7	改正	協約	改正	協約	無	897		-	
福岡	870	900	自動車(新車)小売	H2.6.20	R3.12.10	改正	協約	改正	協約	有	959	987	+28	+87
佐賀	821	853	陶磁器	H1.3.29	R3.12.9	改正	公正	改正	公正	有	822	854	+32	+1
佐賀	821	853	一般機械	H2.3.10	R3.12.31	改正	公正	改正	公正	有	896	929	+33	+76
佐賀	821	853	電気機械	H2.2.11	R3.12.18	改正	協約	改正	協約	有	867	900	+33	+47
長崎	821	853	一般機械	H2.3.31	R1.12.7	改正	協約	改正	協約	無	875		-	
長崎	821	853	電気機械	H2.3.31	R3.12.29	改正	公正	改正	協約	無	864		-	
長崎	821	853	輸送機械(船)	H2.3.31	R1.11.29	改正	協約	改正	公正	無	875		-	
熊本	821	853	電気機械	H2.3.30	R3.12.15	改正	協約	改正	協約	有	863	896	+33	+43
熊本	821	853	輸送機械	H2.7.27	R3.12.15	改正	協約	改正	協約	有	902	931	+29	+78
熊本	821	853	百貨店	H5.12.25	R2.12.15	改正	協約	改正	協約	有	796	855	+59	+2
大分	822	854	鉄鋼	H2.6.8	R3.12.25	改正	協約	改正	協約	有	981	1010	+29	+156
大分	822	854	非鉄金属	H2.6.7	R3.12.25	改正	協約	改正	協約	有	936	965	+29	+111
大分	822	854	電気機械	H1.3.29	R3.12.25	改正	公正	改正	公正	有	864	896	+32	+42
大分	822	854	輸送機械(自・船)	H2.7.25	R3.12.25	改正	協約	改正	協約	有	894	916	+22	+62
大分	822	854	各種商品小売	H2.8.6	H28.12.25	改正	公正	改正	公正	無	716		-	
大分	822	854	自動車(新車)小売	H2.8.5	R3.12.25	改正	公正	改正	公正	有	872	902	+30	+48
宮崎	821	853	食品	H2.8.1	H26.12.26	改正	公正	改正	公正	無	678		-	
宮崎	821	853	電気機械	H2.3.30	R3.12.24	改正	公正	改正	公正	無	831		-	
宮崎	821	853	各種商品小売	H2.3.28	H27.12.24	改正	協約	改正	協約	無	705		-	
宮崎	821	853	自動車(新車)小売	H2.7.25	R3.12.26	改正	協約	改正	協約	有	858	890	+32	+37
鹿児島	821	853	電気機械	H1.2.20	R3.12.17	改正	協約	改正	協約	無	842		-	
鹿児島	821	853	百貨店	H15.12.14	H26.12.26	無	-	無	-	-	693		-	
鹿児島	821	853	自動車(新車)小売	H2.8.2	R3.12.16	改正	協約	改正	協約	有	872	902	+30	+49
沖縄	820	853	食品(畜)	H2.1.21	H25.12.11	無	-	無	-	-	683		-	
沖縄	820	853	食品(糖)	H2.1.7	H30.11.25	改正	公正	改正	公正	無	769		-	
沖縄	820	853	食品(飲)	H2.1.6	H25.11.23	無	-	無	-	-	686		-	
沖縄	820	853	新聞	H2.1.3	R3.11.12	改正	公正	改正	公正	有	853	879	+26	+26
沖縄	820	853	各種商品小売	H1.12.31	H30.11.23	改正	公正	改正	公正	無	770		-	
沖縄	820	853	自動車(新車)小売	H8.12.18	H30.11.18	改正	公正	改正	協約	無	770		-	

九州 33件

有 19件

854~1010円 22~59円 1~156円

令和4年度 特賃

都道府県	R03地域別最賃	R04地域別最賃	業種	決定年月日	直近の改定年月日	意向表明内容	意向ケース	申出内容	申出ケース	必要性有・無	改定前額	改定額(決定額)	改定額との比	地賃額比
											時間額	時間額	時間額	金額
北海道	889	920	食品	H2.12.26	R3.12.4	改正	公正	改正	公正	有	922	954	+32	+34
千葉	953	984	食品	H3.3.31	H29.12.25	改正	公正	改正	公正	無	889	-	-	
香川	848	878	食品	R2.11.9	R3.12.15	改正	公正	改正	公正	-	849			
宮崎	821	853	食品	H2.8.1	H26.12.26	改正	公正	改正	公正	無	678		-	
沖縄	820	853	食品(畜)	H2.1.21	H25.12.11	無	-	無	-	-	683		-	
沖縄	820		食品(糖)	H2.1.7	H30.11.25	改正	公正	改正	公正	無	769		-	
沖縄	820		食品(飲)	H2.1.6	H25.11.23	無	-	無	-	-	686		-	

食品 P134 7件

有 1件

954円

32円

34円

令和4年度 特賃

都道府県	R03地域別 最賃	R04地域別 最賃	業種	決定年月日	直近の 改定年月日	意向 表明 内容	意向 ケース	申出 内容	申出 ケース	必要性 有・無	改定前額	改定額(決定額)	改定額との比	地賃額比
											時間額	時間額	時間額	金額
北海道	889	920	電気機械	H3.1.3	R3.12.2	改正	協約	改正	協約	有	924	955	+31	+35
青森	822	853	電気機械	S63.12.22	R3.12.21	改正	公正	改正	公正	有	859	888	+29	+35
岩手	821	854	電気機械	S63.12.31	R3.12.29	改正	公正	改正	公正	有	847	877	+30	+23
宮城	853	883	電気機械	H2.3.10	R3.12.15	改正	公正	改正	公正	有	890	919	+29	+36
秋田	822	853	電気機械	S63.12.29	R3.12.24	改正	協約	改正	協約	有	861	891	+30	+38
山形	822	854	電気機械	S63.12.24	R3.12.25	改正	公正	改正	公正	有	872	903	+31	+49
福島	828	858	電気機械	S63.12.20	R4.1.13	改正	公正	改正	公正	有	856	880	+24	+22
茨城	879	911	電気・精密機械	H17.12.31	R3.12.31	改正	協約	改正	協約	有	932	961	+29	+50
栃木	882	913	電気機械	S63.12.21	R3.12.31	改正	協約	改正	協約	有	940	971	+31	+58
群馬	865	895	電気機械	H1.3.31	R3.12.29	改正	公正	改正	公正	有	935	965	+30	+70
埼玉	956	987	電気機械	H2.3.10	R3.12.1	改正	協約	改正	協約	有	981	1013	+32	+26
千葉	953	984	電気機械	H1.1.27	R3.12.25	改正	公正	改正	協約	有	981	1013	+32	+29
東京	1041	1072	電気機械①	H1.3.29	H22.12.31	無	-	無	-	-	829	-	-	
神奈川	1040	1071	電気機械①	H1.3.19	H27.3.1	無	-	無	-	-	890	-	-	
新潟	859	890	電気機械	H2.10.29	R3.12.25	改正	協約	改正	協約	有	936	965	+29	+75
富山	877	908	電気機械	H1.2.18	R3.12.24	改正	協約	改正	協約	有	879	910	+31	+2
石川	861	891	電気機械	H1.3.5	R3.12.31	改正	協約	改正	協約	有	896	923	+27	+32
福井	858	888	電気機械	S63.12.25	R1.12.24	改正	協約	改正	協約	無	857		-	
山梨	866	898	電気機械	S63.12.4	R3.12.15	改正	公正	改正	公正	有	934	959	+25	+61
長野	877	908	精密機械・電気機械	H14.11.27	R3.12.29	改正	公正	改正	公正	有	916	945	+29	+37
岐阜	880	910	電気機械	S64.1.1	R3.12.21	改正	協約	改正	協約	有	907	929	+22	+19
静岡	913	944	電気機械	H1.2.15	R3.12.20	改正	協約	改正	協約	有	939	964	+25	+20
愛知	955	986	電気機械	H1.3.16	H30.12.16	改正	協約	改正	協約	無	901		-	
三重	902	933	電気機械	H1.2.11	R3.12.21	改正	協約	改正	協約	有	927	952	+25	+19
滋賀	896	927	精密機械・電気機械	H24.12.28	R3.12.30	改正	協約	改正	協約	有	939	965	+26	+38
京都	937	968	電気機械	S63.12.28	R4.1.26	改正	協約	改正	協約	有	957	986	+29	+18
大阪	992	1023	電気機械	S63.10.31	R3.12.1	改正	協約	改正	協約	無	994		-	

電気機械器具等製造業

令和4年度 特賃

都道府県	R03地域別最賃	R04地域別最賃	業種	決定年月日	直近の改定年月日	意向表明内容	意向ケース	申出内容	申出ケース	必要性有・無	改定前額	改定額(決定額)	改定額との比	地賃額比
											時間額	時間額	時間額	金額
兵庫	928	960	電気機械	H1.3.31	R3.12.1	改正	協約	改正	協約	有	930	961	+31	+1
奈良	866	896	電気機械	H1.1.25	R3.12.29	改正	協約	改正	協約	無	891		-	
鳥取	821	854	電気機械	S63.12.24	R3.12.17	改正	協約	改正	協約	有	825	859	+34	+5
島根	824	857	電気機械	S63.12.17	R3.12.26	改正	公正	改正	公正	有	853	882	+29	+25
岡山	862	892	電気機械	H1.3.18	R4.1.7	改正	公正	改正	公正	有	904	932	+28	+40
広島	899	930	電気機械	H2.3.15	R3.12.31	改正	協約	改正	協約	有	924	953	+29	+23
山口	857	888	電気機械	H2.3.28	R3.12.15	改正	協約	改正	協約	有	921	948	+27	+60
徳島	824	855	電気機械	S63.12.29	R3.12.21	改正	公正	改正	公正	有	911	942	+31	+87
香川	848	878	電気機械	R2.11.4	R3.12.15	改正	公正	改正	公正	有	913	942	+29	+64
愛媛	821	853	電気機械	H15.12.25	R3.12.25	改正	協約	改正	協約	有	921	947	+26	+94
高知	820	853	電気機械①	S63.12.30	R1.12.29	改正	公正	改正	公正	無	793		-	
福岡	870	900	電気機械	S63.12.31	R3.12.10	改正	協約	改正	協約	有	947	977	+30	+77
佐賀	821	853	電気機械	H2.2.11	R3.12.18	改正	協約	改正	協約	有	867	900	+33	+47
長崎	821	853	電気機械	H2.3.31	R3.12.29	改正	公正	改正	協約	無	864		-	
熊本	821	853	電気機械	H2.3.30	R3.12.15	改正	協約	改正	協約	有	863	896	+33	+43
大分	822	854	電気機械	H1.3.29	R3.12.25	改正	公正	改正	公正	有	864	896	+32	+42
宮崎	821	853	電気機械	H2.3.30	R3.12.24	改正	公正	改正	公正	無	831		-	
鹿児島	821	853	電気機械	H1.2.20	R3.12.17	改正	協約	改正	協約	無	842		-	

電機 P136 45件

有 35件

859~1013円 22~34円

1~94円

令和4年度 特賃

都道府県	R03地域別最賃	R04地域別最賃	業種	決定年月日	直近の改定年月日	意向表明内容	意向ケース	申出内容	申出ケース	必要性有・無	改定前額	改定額(決定額)	改定額との比	地賃額比
											時間額	時間額	時間額	金額
青森	822	853	自動車小売	H11.12.21	R3.12.21	改正	公正	改正	公正	有	890	919	+29	+66
岩手	821	854	自動車小売	H2.3.3	R3.12.29	改正	公正	改正	公正	有	879	903	+24	+49
宮城	853	883	自動車小売	H2.5.20	R3.12.15	改正	公正	改正	公正	有	918	946	+28	+63
秋田	822	853	自動車小売	S3.3.22	R3.12.24	改正	協約	改正	協約	有	869	897	+28	+44
福島	828	858	自動車小売	H2.5.5	R3.12.24	改正	協約	改正	協約	有	894	922	+28	+64
埼玉	956	987	自動車小売	H2.3.28	R3.12.1	改正	公正	改正	公正	有	988	1018	+30	+31
千葉	953	984	自動車(新車)小売	H2.3.24	H30.12.25	改正	公正	改正	公正	無	922	-	-	
神奈川	1040	1071	自動車小売②	H2.6.8	H23.12.21	無	-	無	-	-	842	-	-	
新潟	859	890	自動車(新車)小売	H2.10.12	R3.12.31	改正	公正	改正	協約	有	936	961	+25	+71
富山	877	908	自動車小売	H2.11.28	H23.1.20	無	-	無	-	-	769	-	-	
愛知	955	986	自動車(新車)小売①	H2.3.31	H19.12.16	無	-	無	-	-	800	-	-	
愛知	955	986	自動車(新車)小売②	H20.12.16	R2.12.16	改正	協約	改正	協約	無	943	-	-	
京都	937	968	自動車(新車)小売	H13.1.20	R4.1.26	改正	協約	改正	協約	無	939	-	-	
大阪	992	1023	自動車小売	H2.3.31	R3.12.1	改正	協約	改正	協約	無	993	-	-	
兵庫	928	960	自動車小売	H2.3.28	R3.12.1	改正	協約	改正	協約	有	930	963	+33	+3
奈良	866	896	自動車小売	H27.12.26	R3.12.29	改正	協約	改正	協約	無	892	-	-	
島根	824	857	自動車(新車)小売	H2.5.10	R3.12.24	改正	協約	改正	協約	有	904	932	+28	+75
広島	899	930	自動車小売	H2.3.31	R3.12.31	改正	公正	改正	公正	有	930	958	+28	+28
福岡	870	900	自動車(新車)小売	H2.6.20	R3.12.10	改正	協約	改正	協約	有	959	987	+28	+87
大分	822	854	自動車(新車)小売	H2.8.5	R3.12.25	改正	公正	改正	公正	有	872	902	+30	+48
宮崎	821	853	自動車(新車)小売	H2.7.25	R3.12.26	改正	協約	改正	協約	有	858	890	+32	+37
鹿児島	821	853	自動車(新車)小売	H2.8.2	R3.12.16	改正	協約	改正	協約	有	872	902	+30	+49
沖縄	820	853	自動車(新車)小売	H8.12.18	H30.11.18	改正	公正	改正	協約	無	770	-	-	

自動車小売 P137 23件

有 14件

890~1018円 24~33円 3~87円

令和4年度 特賃

都道府県	R03地域別 最賃	R04地域別 最賃	業種	決定年月日	直近の 改定年月日	意向 表明 内容	意向 ケース	申出 内容	申出 ケース	必要性 有・無	改定前額	改定額(決定額)	改定額との比	地賃額比
											時間額	時間額	時間額	金額
青森	822	853	各種商品小売	H11.12.21	R3.12.21	改正	公正	改正	公正	有	852	882	+30	+29
岩手	821	854	各種商品小売	H2.2.15	H28.12.11	無	-	無	-	-	767		-	
茨城	879	911	各種商品小売	H2.6.30	R3.12.31	改正	協約	改正	協約	-	881			
栃木	882	913	各種商品小売	H2.5.24	R2.12.31	改正	協約	改正	協約	-	874			
埼玉	956	987	各種商品小売	H2.3.25	H28.12.1	無	-	無	-	-	849		-	
千葉	953	984	各種商品小売	H2.3.23	H28.12.25	改正	公正	改正	協約	無	848	-	-	
新潟	859	890	各種商品小売	H2.10.27	R1.12.31	改正	公正	改正	公正	無	842	-	-	
長野	877	908	各種商品小売	H2.4.19	R3.12.31	改正	協約	改正	協約	有	879	910	+31	+2
静岡	913	944	各種商品小売	H9.2.13	R1.12.21	無	-	無	-	-	886		-	
愛知	955	986	各種商品小売	H2.12.1	H28.12.16	無	-	無	-	-	847		-	
滋賀	896	927	各種商品小売	H2.3.16	H30.12.29	改正	公正	改正	公正	無	840	-	-	
京都	937	968	各種商品小売	H1.6.17	R4.1.26	改正	協約	改正	協約	無	938		-	
兵庫	928	960	各種商品小売	H2.1.3	H28.2.1	無	-	無	-	-	797		-	
鳥取	821	854	各種商品小売	H3.12.30	H28.12.17	改正	協約	改正	協約	無	718		-	
岡山	862	892	各種商品小売	H2.9.21	R4.1.19	改正	公正	改正	公正	有	893	910	+17	+18
広島	899	930	各種商品小売	H2.1.26	R3.12.31	改正	協約	改正	協約	無	903		-	
愛媛	821	853	各種商品小売	H2.12.25	R3.12.25	改正	公正	改正	公正	有	822	854	+32	+1
大分	822	854	各種商品小売	H2.8.6	H28.12.25	改正	公正	改正	公正	無	716		-	
宮崎	821	853	各種商品小売	H2.3.28	H27.12.24	改正	協約	改正	協約	無	705		-	
沖縄	820	853	各種商品小売	H1.12.31	H30.11.23	改正	公正	改正	公正	無	770		-	

各種商品小売 P137 20件

有 4件

854~910円 17~32円

1~29円

各種商品小売

連合宮崎発第2023-92号

2023年 2月13日

宮崎労働局長
田 中 大 介 様

日本労働組合総
宮崎県連合会(連合
会 長

2023年度特定(産業別)最低賃金改正について

労働行政推進のため、日夜ご奮闘の貴職に対し心から敬意を表します。
標記の件、2023年度特定(産業別)最低賃金の改正に関し、下記業種について、
金額改正の申し出を行いますので、審議をよろしくお願いいたします。
なお、正式な金額改正の申し出は、2023年7月中旬に提出する予定です。

記

1. 宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金
(1) 申出者 自動車総連宮崎地方協議会
議 長
2. 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
(1) 申出者 電機連合宮崎地域懇談会
代 表
3. 宮崎県各種商品小売業最低賃金
(1) 申出者 宮崎県小売業産別最賃労組連絡会議
代表幹事
4. 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金
(1) 申出者 日本食品関連産業労働組合総連合会 宮崎地区協議会
議 長

以 上



令和4年度特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

宮崎労働局

	適用使用者数 (人)	適用労働者数 (人)	年齢、業務等による適用除外労働者数 (人)	備 考
特定最低賃金適用者 合 計(a+b)	364	17,069	2,603	
新産業別最低賃金適用者 計 (a)	364	17,069	2,603	
部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業	49	2,478	407	1件廃止 2件新規 労働者43人減
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	72	8,007	822	3件廃止 1件新規 労働者625人減
各種商品小売業	76	3,806	1,236	3件新規 労働者440人減
自動車(新車)小売業	167	2,778	138	9件廃止 2件新規 労働者26人増
新設申出があり金額決定に至っていないもの	0	0	0	
従来の産業別最低賃金適用者 計 (b)	0	0	0	

記入上の注意

- 1 特定最低賃金名(略称可)は、日本標準産業分類の産業分類順に記入すること。
- 2 新設のものについては、特定最低賃金名の前に「新」と付すこと。
- 3 「年齢、従事業務等による適用除外労働者数欄」は、外数とすること。
- 4 新設申出があり決定に至っていないものについては、申出段階における適用使用者数及び適用労働者数のみを記入すること。

令和4年度 特定（産業別）最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領

【宮崎県特定最賃の改正決定必要性の有無】7/7本審・運小確認

1 目的

特定（産業別）最低賃金の決定等の必要性に係る審議に資するため、特定最低賃金改正の申出を行った産業の関係労使それぞれの代表者から、その改正決定の必要性の有無に関する意見を直接聴取する。

2 実施日時、実施場所

日時：令和4年8月17日 13時30分～15時00分

（第1回本審後の運営小員会で確定）

場所：宮崎合同庁舎 2階 共用大会議室（予定）

3 実施主体

宮崎地方最低賃金審議会 産業別最低賃金審議会検討小委員会
意見表明者へは、審議会会長名の開催通知を発送する。

4 推薦手続き

- （1）5月の日程調整時に、関係労使団体あて依頼する。
- （2）別紙1「推薦名簿」は第1回本審までに、関係労使団体から提出する。

5 意見発表・聴取要領

- （1）意見表明者は意見を別紙2「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書」（任意様式でも可）に記載し、地域別最低賃金答申後速やかに（第1回検討小委員会前日までに）事務局へ提出する。
なお、やむを得ず当日持参する場合には、14部を用意すること。
- （2）発表に当たっては、所属組合・企業だけではなく、できるかぎり所属する産業全体の意見も説明する。
- （3）意見書には発表の希望の有無を記載する。
発表順は原則として、日本産業分類番号順とする。
肉乳 → 電機 → 各種商品 → 新車小売
- （4）発表・聴取時間は1産業20分とし、内訳は意見発表労使各5分、質疑5分とする。
発表を希望しない場合は、提出された意見書を黙読し、質問が出た場合に労使各側が回答できる場合は回答する。労働者側発表（質疑）、使用者側発表（質疑）

令和4年度 宮崎県特定最低賃金改正決定の必要性の有無に関する意見表明者推薦名簿

宮崎地方最低賃金審議会

氏名(ふりがな)		所在地(電話番号)
労働組合	職名	
1-1 部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業		
ふりがな		〒 (電話)
2-1 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業		
ふりがな		〒 (電話)
3-1 各種商品小売業		
ふりがな		〒 (電話)
4-1 自動車(新車)小売業		
ふりがな		〒 (電話)

(注1) 意見書提出・意見発表を希望しない産業は「なし」と記載してください。

(注2) 令和4年7月1日(金)12:00までに、宮崎労働局労働基準部賃金室へご提出をお願いいたします。

FAX (0985-38-8830) または

メール アドレス : chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp

令和4年度 宮崎県特定最低賃金改正決定の必要性の有無に関する意見表明者推薦名簿

宮崎地方最低賃金審議会

氏名(ふりがな)		所在地(電話番号)
事業場名(又は所属団体)	職名	
1-2 部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業		
ふりがな		〒 (電話)
2-2 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業		
ふりがな		〒 (電話)
3-2 各種商品小売業		
ふりがな		〒 (電話)
4-2 自動車(新車)小売業		
ふりがな		〒 (電話)

(注1) 意見書提出・意見発表を希望しない産業は「なし」と記載してください。

(注2) 令和4年7月1日(金)12:00までに、宮崎労働局労働基準部賃金室へご提出をお願いいたします。
FAX (0985-38-8830) または
メール アドレス : chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp

宮崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 各種商品小売業
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): _____業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

【以下の記載分は、個人情報保護の観点から公開原則の対象外となります。任意にてご記入ください】

労働者代表

所属組合	名称		概	加盟組合数 <small>(産別連合体の場合)</small>	
	所在地	〒 —		主な業種 <small>(企業別組合の場合)</small>	
	電話番号	— —	要	所属労働者数	
	職名			参考事項	意見発表の希望 有 ・ 無

使用者代表

所属企業	名称		概	労働者数	
	所在地	〒 —		要	業種
	電話番号	— —	参考事項		意見発表の希望 有 ・ 無
	職名				

(注1) 意見書を提出されない方への確認は、宮崎労働局賃金室(Tel0985-38-8836)からご連絡いたします。

(注2) 令和4年度県最賃答申後速やかに、第1回検討小委員会前日までに、宮崎労働局賃金室までご提出をお願いいたします。

FAX(0985-38-8830)または

メール アドレス:chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp

(注3) やむを得ず、事前に提出ができない場合は、14部持参してください。

令和5年度宮崎地方最低賃金審議会開催（案）

月日 (令和5年度)	曜日	会議名	主な審議事項
		第1回審議会	地賃改正諮問について、今後の審議の進め方について、実地視察について、関係労使の意見聴取について
同日	同日	運営小委員会	令和4年度審議会の運営、6条5項の採用について、関係労使の意見聴取について
		第2回審議会	地賃改正決定に係る意見について、運営小委員会報告、地賃目安の伝達、特定最賃改正必要性有無の諮問、検討小委員会の設置について、検討小委員会の関係労使の意見聴取について
同日	同日	第1回地賃専門部会	部会長等選出、最低賃金と生活保護費との比較結果について、 最低賃金に関する基礎調査結果 、労使の基本的見解、金額提示、今後の審議の進め方（地賃参考人聴取）について
		第2回地賃専門部会	地賃参考人意見聴取、金額提示、金額審議、
8月10日	木	第3回地賃専門部会	金額提示、金額審議、 結審
同日	同日	第3回審議会	専門部会報告、採決、答申、地賃専門部会の廃止について
		第1回検討小委員会	特賃関係労使の意見聴取、産業別最低賃金の改正の必要性の有無について、 今後の審議の進め方について 、
		第2回検討小委員会	産業別最低賃金の改正の必要性の有無について
8月28日	月	第4回審議会	異議申出に対する審議・答申、検討小委員会報告、必要性答申、産業別最低賃金の金額改正諮問
		第1回 特賃 専門部会	基本的見解の表明、金額提示
		第1回 特賃 専門部会	基本的見解の表明、金額提示
		第1回 特賃 専門部会	基本的見解の表明、金額提示
		第2回 特賃 専門部会	金額審議、結審（全会一致）、専門部会報告書作成、答申
		第2回 特賃 専門部会	金額審議、結審（全会一致）、専門部会報告書作成、答申
		第2回 特賃 専門部会	金額審議、結審（全会一致）、専門部会報告書作成、答申
		第5回審議会	令和5年度特定（産業別）最低賃金の改定決定報告について 2024年度特定（産業別）最低賃金の改正に係る申出の意向表明について 意見聴取について 実地視察について

令和5年度 宮崎地方最低賃金審議会運営計画 案

5月に公労使委員の皆様の日程調整後に再提案 中賃の日程により再々提案

	令和5年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年 3月
本 審	<p>6日(木) 13:30~</p> <p>6日(木) 15:00~</p> <p>第1回 本審 地賃諮問 審議の進め方 実地視察 意見聴取</p> <p>運営 小委員 会</p> <p>運営計画 6条5項採用 検討委設置 意見聴取日程</p>	<p>2日(水) 13:45~</p> <p>第2回 本審 改正決定の意見 運小報告 必要性諮問</p>	<p>10日(水) 15:15頃~</p> <p>第3回 本審 部会報告 審議、採決 答申</p>	<p>28日(月) 10:00~</p> <p>第4回 本審 異議審 必要性答申 産別改正諮問 (必要性有の場合)</p> <p>県最賃発効日</p> <p>10/1(日) 10/6(金)</p>	<p>第5回 本審 部会報告 産別の答申</p> <p>(産別最賃専門部会が全会一致でなかった場合に開催) (産別最賃の答申に対して異議申出があった場合は異議審を開催)</p>		<p>3月下旬 15:00~</p> <p>第6回 本審 意向表明 実地視察</p>
地賃 専門 部会		<p>2日(水) 14:45~</p> <p>第1回部会 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人 聴取につい</p>	<p>7日(月) 9:45~</p> <p>第2回部会 参考人聴取 金額提示 金額審議 中賃目安伝達</p>	<p>10日(水) 13:45~</p> <p>第3回部会 金額提示 金額審議 結審</p> <p>8/10に結審 しない場合の 予備日を検</p>			
産 別 最 賃			<p>16日(水) 13:30~</p> <p>第1回 検討小委員会 必要性審議 意見聴取</p>	<p>18日(金) 13:30~</p> <p>第2回 検討小委員会 必要性審議</p>	<p>10月2日(月)~11月1日(水) 年内発効</p> <p>各産別専門部 会(2~3回で 結審)</p> <p>基本的見解 金額審議</p>	<p>産別最賃発効</p>	
中賃 日程	<p>6/ 予備 諮問</p>	<p>7/ までに 目安が出な い場合 7/</p>	<p>2/24時点 骨 太の方針の 閣議決定に より諮問後ろ 倒しの可能 性</p>	<p>委員限りにつき、取扱注意</p>			

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(火)		8月16日(水)		8月28日(月)		9月27日(水)
8月2日(水)		8月17日(木)		8月29日(火)		9月28日(木)
8月3日(木)		8月18日(金)		8月30日(水)		9月29日(金)
8月4日(金)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月5日(土)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月6日(日)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月7日(月)		8月22日(火)		9月1日(金)		10月1日(日)
8月8日(火)		8月23日(水)		9月4日(月)		10月4日(水)
8月9日(水)		8月24日(木)		9月5日(火)		10月5日(木)
8月10日(木)		8月25日(金)		9月6日(水)		10月6日(金)
8月11日(金)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月12日(土)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月13日(日)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月14日(月)		8月29日(火)		9月8日(金)		10月8日(日)
8月15日(火)		8月30日(水)		9月11日(月)		10月11日(水)
8月16日(水)		8月31日(木)		9月12日(火)		10月12日(木)
8月17日(木)		9月1日(金)		9月13日(水)		10月13日(金)
8月18日(金)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月19日(土)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月20日(日)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月21日(月)		9月5日(火)		9月15日(金)		10月15日(日)
8月22日(火)		9月6日(水)		9月19日(火)		10月19日(木)
8月23日(水)		9月7日(木)		9月20日(水)		10月20日(金)
8月24日(木)		9月8日(金)		9月21日(木)		10月21日(土)
8月25日(金)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月26日(土)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月27日(日)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月28日(月)		9月12日(火)		9月25日(月)		10月25日(水)
8月29日(火)		9月13日(水)		9月26日(火)		10月26日(木)
8月30日(水)		9月14日(木)		9月27日(水)		10月27日(金)
8月31日(木)		9月15日(金)		9月28日(木)		10月28日(土)
9月1日(金)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月2日(土)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月2日(月)		10月17日(火)		10月31日(火)		11月30日(木)
10月3日(火)		10月18日(水)		11月1日(水)		12月1日(金)
10月4日(水)		10月19日(木)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月5日(木)		10月20日(金)		11月6日(月)		12月6日(水)
10月6日(金)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月7日(土)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月8日(日)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月9日(月)		10月24日(火)		11月8日(水)		12月8日(金)
10月10日(火)		10月25日(水)		11月9日(木)		12月9日(土)
10月11日(水)		10月26日(木)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月12日(木)		10月27日(金)		11月13日(月)		12月13日(水)
10月13日(金)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月14日(土)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月15日(日)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月17日(火)		11月1日(水)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月24日(金)		12月24日(日)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月27日(月)		12月27日(水)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月28日(土)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月29日(日)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月30日(月)		11月14日(火)		11月29日(水)		12月29日(金)
10月31日(火)		11月15日(水)		11月30日(木)		12月30日(土)
11月1日(水)		11月16日(木)		12月1日(金)		12月31日(日)

宮崎県最低賃金

令和4年10月6日から

時間額

853円

特定最低賃金の件名	時間額	効力発生效年月日
自動車（新車）小売業最低賃金	890円	令和4年12月14日から

※ ①宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金、
②宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、
③宮崎県各種商品小売業最低賃金については、
令和4年度の改定がありませんでしたので、10月6日から宮崎県最低賃金 **853** 円が適用されます。

注1 最低賃金には次の賃金は含まれません。

①賞与等の臨時の賃金 ②時間外労働等の割増賃金 ③精皆勤手当 ④通勤手当 ⑤家族手当

注2 自動車（新車）小売業最低賃金は次の労働者には適用されません。

①18歳未満又は65歳以上の労働者

②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の労働者（技能実習生はこれに該当しません）

③清掃又は片付けの業務に主として従事する労働者

④洗車又は納車取りの業務に主として従事する者

最低賃金に関するお問合せは、**宮崎労働局労働基準部賃金室**（☎0985-38-8836）、

または最寄りの**労働基準監督署**へ。



宮崎労働基準監督署

☎(0985)29-6000

延岡労働基準監督署

☎(0982)34-3331

都城労働基準監督署

☎(0986)23-0192

日南労働基準監督署

☎(0987)23-5277



スマホで確認！
宮崎労働局HP

●業務改善助成金 賃金の上げを支援します！！

[問合せ] 業務改善助成金コールセンター

☎0120-366-440

みやざき働き方改革推進支援センター

☎0120-975-264

[提出先] 宮崎労働局雇用環境・均等室

☎0985-38-8821

最低賃金がチェックできます！

WEBで確認！

最低賃金制度

検索

令和4年度 最低賃金 記事掲載一覧

令和4年6月29日（水） 宮日・読売・朝日・毎日・日経

令和4年7月13日（水） 宮日・朝日新聞

令和4年7月26日（火） 宮日新聞

令和4年7月27日（水） 朝日新聞

令和4年8月11日（木） 宮日新聞

令和4年8月13日（土） 日経新聞

令和4年8月24日（水） 宮日・読売・朝日・毎日新聞

令和4年8月26日（金） 朝日新聞

令和4年9月7日（水） 毎日新聞

令和4年9月19日（月） 読売新聞

令和4年10月7日（金） 宮日新聞

広報実績 県政番組（テレビ・ラジオ）

MRTテレビ「おしえて！みやざき」 10月8日（土）

UMKテレビ「みやざきゲンキTV」 10月9日（日）

MRTラジオ「おはよう県庁です」 10月12日（水）

FMみやざき「Today みやざき」 10月10日（月）～16日（日）

テレビ報道実績

令和4年8月10日（水） NHK・UMK

令和4年8月11日（木） MRT

令和4年9月13日（火） UMK

令和4年10月6日（木） NHK・MRT・UMK

令和4年度地域別最低賃金額及び業務改善助成金の周知・広報の実施結果等の報告

宮崎労働局

1 広報活動実績（入力欄）

(1)①広報誌による広報			自治体数（件）		(1)②HPによる広報			自治体数（件）	
広報誌の発行数	都道府県	1	HPの開設数	都道府県	1				
	市町村	26		市町村	26				
広報誌への広報依頼結果			依頼（件）	掲載（件）	HPへの広報依頼結果			依頼（件）	掲載（件）
（都道府県）地域別最低賃金			1	1	（都道府県）地域別最低賃金			1	1
（都道府県）特定最低賃金			1	1	（都道府県）特定最低賃金			1	1
（都道府県）業務改善助成金			1	1	（都道府県）業務改善助成金			1	1
（市町村）地域別最低賃金			26	26	（市町村）地域別最低賃金			26	21
（市町村）特定最低賃金			26	1	（市町村）特定最低賃金			26	2
（市町村）業務改善助成金			26	2	（市町村）業務改善助成金			26	6
労働基準協会等									
地域別最低賃金			10	6					
特定最低賃金			10	2					
業務改善助成金			10	2					
労働団体									
地域別最低賃金			5	3					
特定最低賃金			5	0					
使用者団体									
地域別最低賃金			112	6					
特定最低賃金			61	0					
業務改善助成金			112	1					
教育機関等									
地域別最低賃金			0	0					
特定最低賃金			0	0					
その他									
地域別最低賃金			7	0					
特定最低賃金			7	0					
業務改善助成金			40	0					
(2)新聞、テレビ、ラジオによる広報			依頼の有無	掲載の有無					
新聞（全国紙）			1	1					
新聞（地方紙）			1	1					
テレビ			1	1					
ラジオ			1	1					
(3)求人情報誌による広報			依頼（件）	掲載（件）					
			0	0					
(4)①ポスター等による広報（本省作成分）			ポスター配付先数	ポスター配付枚数	最低賃金改定リーフレット等配付先数	最低賃金リーフレット等配付数	業務改善助成金リーフレット配布先数	業務改善助成金リーフレット配布数	
国の行政機関			33	33	15	700	15	15	
地方公共団体			45	125	28	2510	28	28	
労働基準協会等			18	39	7	335	7	7	
使用者団体又は労働団体			139	138	132	6545	136	136	
派遣元事業主			0	0	143	143	0	0	
教育機関等（専修学校・高校）			26	26	0	0	0	0	
教育機関等（高専・大学）			8	10	0	0	0	0	
教育機関等（上記以外）			0	0	0	0	0	0	
民営職業紹介所			0	0	92	92	0	0	
減額特例許可事業場			0	0	101	101	0	0	
過去5年間の最賃重点監督における違反事業場			0	0	78	78	0	0	
商店街・アーケード街			3	3	3	3	3	3	
その他			73	75	320	320	802	802	
(4)②ポスター等による広報（独自作成分）			作成の有無	主体					
ポスター			0	-					
リーフレット			1	1					
ミニカレンダー、ポケットティッシュ			0	-					
時刻表			0	-					
封筒への印字等			1	1					
FAX用紙			0	-					
名刺への印字等			1	1					
その他			1	3					
(5)労働局HPによる広報			有無						
トップ画面への掲載			1						
本省HP及び特設サイトとのリンク			1						
(6)集団指導（局・署）による広報			回数等						
回数			45						
参加人数			2861						
事業場数			1184						
(7)その他の方法による広報			有無	主体					
懸垂幕・横断幕			1	3					
電光掲示板			0	-					
有線放送			0	-	労働局長の参加				
街頭広報活動（単独）			0	-	0				
街頭広報活動（労使団体等と協同）			0	-	0				
個別事業場等への配付			0	-					

広報掲載一覧

令和4年度

地賃掲載状況

	26自治体	広報誌		H.P			48団体	広報誌		H.P		広報紙掲載状況	
		地賃	産別	地賃	産別	助成金		地賃	産別	地賃	産別		
1	宮崎市	10/2朝刊		○			宮崎商工会議所					地賃	
2	延岡市	10月号		◎	○		宮崎市生目商工会	○				建災防宮崎県支部(HP)	
3	都城市	10月号		◎		○	延岡商工会議所	○		○		宮崎県建築協会(文書・HP)	
4	日南市	お知らせ12月		◎			都城商工会議所	○				宮崎県ビルメンテナンス協会(文書)	
5	小林市	10月号		○		○	中郷商工会					宮崎県自動車整備振興会(会報)	
6	日向市	10月号		◎		○	荘内商工会					連合宮崎(労働者福祉みやざき,広報誌)	
7	串間市	10月号		◎			日南商工会議所					小林市地区建設業協会(会報)	
8	西都市	お知らせ10/1		◎			小林商工会議所					基準協会報10月	
9	えびの市	お知らせ10月		◎			日向商工会議所					産業雇用安定センター(エコ-みやざき)	
10	児湯郡	高鍋町	お知らせ(10/7)	◎		○	串間商工会議所					建荷協(建荷協宮崎だより)	
11		新富町	10月号			◎	西都商工会議所					産業保健総合支援センター(メール・レター)	
12		西米良村	11月号				西都市三財商工会					宮崎県中小企業団体中央会(機関誌)	
13		木城町	月報きじょう12月		○		えびの市商工会					宮交労働組合機関紙	
14		川南町	お知らせ(10/11)		◎		清武町商工会					宮崎県美容業生活衛生同業組合	
15		都農町	週報				田野町商工会					情報労連宮崎県協議会	
16	北諸	三股町	11月号	◎			佐土原町商工会	○				全国労働保険事務組合連合会(新春号)	
17	西諸	高原町	12月号	◎			北郷町商工会						
18	東諸 県郡	国富町	10月号	◎		◎	南郷町商工会						
19		綾町	10月号 1月号	◎	◎		三股町商工会						
20	東白 杵郡	門川町	11月号	◎			山之口町商工会						
21		美郷町	1月号	◎			高城町商工会						
22		諸塚村	10月号		◎		山田町商工会						
23	西白 杵郡	椎葉村	10月号	◎			高崎町商工会	会報				産別	
24		高千穂町	9月号	◎			高原町商工会					全国労働保険事務組合連合会(新春号)	
25		日之影町	11月号				野尻町商工会					協会(R5年度講習会・研修会のご案内)	
26		五ヶ瀬町	10月号				すき商工会					他	
		100.0%											
宮崎県		○	○	◎	◎	◎							

労働みやざき 9月号 12月号

※赤字は送付なし 局で確認(HPで確認できたもの)

○ H.P.にのみ掲載されている

◎ 掲載された広報誌がH.P.にある